十二第一項、第十五条の十三第一項、第十五条の十五第一項、第十五条の十六、第十五条の十七第一項」を「第十五条の五第一項、第十五条の六、第十五条の九、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十三第一項、第十五条の十四、第十五条の十五第一項、第十五条の十六第一項、第十五条の十七、第十五条の十八、第十五条の十九第一項、第十五条の二十第一項、第十五条の二十二第一項、第十五条の二十三、第十五条の二十四第一項」に、「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第十一条の三第二項」を「第十一条の四第二項」に、「、第十一条の十二中」を「、第十一条の十五中」に、「第十五条の十二第一項中」を「第十五条の十九第一項中」に、「第十五条の十四」を「第十五条の二十一」に、「第十五条の十六中」を「第十五条の二十三中」に改め、同条第二項中「第百条の五及び第百条の六に規定するもののほか、」及び「、第十九条の二」を削り、「第二十五条まで、第二十六条第一項」を「第二十四条まで、第二十五条第一項」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「及び第九項から第十二項まで」を「、第九項、第十項、第十三項及び第十四項」に、「第四十二条」を「第四十一条の二（第一項を除く。）、第四十二条」に、「第百条の六第二項」を「第百三条第二項」に、「及び第三十四条の二第二項」を「（第三十四条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第三十四条第十一項及び第十二項」を「同条第十三項及び第十四項」に、「第十一号」を「第十二号」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十三項第一号」に改め、「同じ。）」と」の下に「、第三十四条の二第三項及び第六項中「前条第十項及び第十二項」とあるのは「前条第十項」と、同条第三項中「同条第十項」とあるのは「同項」と」を加え、「第四十七条中「（当該組合の組合員の営み、又は従事する漁業及び当該組合の所属する漁業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の行う事業を除く。）」とあるのは「当該連合会の所属員たる漁業協同組合、水産加工業協同組合及び連合会並びに当該連合会の行う事業を除く。）」を「第四十一条の二第三項中「前二項」とあるのは「前項」に改め、同条第四項中「前条に規定するもののほか、」を削り、「第百条の六第一項」を「第百三条第一項」に改め、同条第五項中「第六十八条から」を「第六十八条（第四項を除く。）及び第六十九条から」に、「第六十八条第四項」を「第六十八条第二項中「第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合」とあるのは「連合会」と、同条第五項」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第七十条第二項」を「第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十二項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項」に改め、「及び第三十四条の二第二項本文」を削り、「者を除く。）」と」の下に「、第七十条第三項において読み替えて準用する第三十四条の二第三項中「前条第十項本文及び第十二項」とあるのは「前条第十項本文」と」を加え、第六章の二中同条を第百五条とする。

第百条の七を第百四条とし、第百条の六を第百三条とし、第百条の五を第百二条とする。

第百条の四第二項中「第百条の四第一項」を「第百一条第一項」に改め、同条を第百一条とする。

第七章の二中第百二十一条の二を第百六条とする。

第百二十一条の三第二項中「第十一条の八」を「第十一条の十」に、「第百二十一条の五」を「第百九条」に、「第九章及び第十章」を「第十章及び第十一章」に改め、同条を第百七条とする。

第百二十一条の四第二項中「第百二十一条の二第一項」を「第百六条第一項」に、「第十一条の九」を「第十一条の十一」に、「第百二十一条の二第二項各号」を「第百六条第二項各号」に、「第百二十一条の二第二項第二号」を「第百六条第二項第二号」に、「第百二十一条の五」を「第百九条」に改め、同条を第百八条とする。

第百二十一条の五中「第十一条の九」を「第十一条の十一」に、「第百二十一条の二第三項」を「第百六条第三項」に改め、同条を第百九条とする。

第七章の二を第七章とする。

第七章の三中第百二十一条の五の二を第百十条とし、第百二十一条の五の三を第百十一条とし、第百二十一条の五の四を第百十二条とする。

第百二十一条の五の五中「第百二十一条の五の三第一項」を「第百十一条第一項」に改め、同条を第百十三条とする。

第百二十一条の五の六を第百十四条とし、第百二十一条の五の七を第百十五条とする。

第百二十一条の五の八第一項中「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に改め、同条第六項中「第百二十一条の五の三」を「第百十一条」に、「第九章」を「第十章」に、「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に改め、同条を第百十六条とする。

第百二十一条の五の九第二項中「第百二十一条の五の二第一項」を「第百十条第一項」に、「第百二十一条の五の二第二項各号」を「第百十条第二項各号」に、「第百二十一条の五の六第二号」を「第百十四条第二号」に、「第百二十一条の五の七第三号」を「第百十五条第三号」に、「第百二十一条の五の六」を「第百十四条」に改め、同条を第百十七条とする。

第七章の三を第七章の二とする。

第百二十一条の六第一項第二号及び同項第四号ニ中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同項第八号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に、「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条第三項中「第百二十一条の八第一項」を「第百二十条第一項」に、「第百二十一条第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条第五項第三号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、第七章の四中同条を第百十八条とする。

第百二十一条の七第四号中「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同条第五号中「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に改め、同条を第百十九条とする。

第百二十一条の八第一項中「第百三十一条第三号」を「第百三十二条第三号」に改め、同条第二項中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に、「第百二十一条の六第五項第一号」を「第百十八条第五項第一号」に、「第百二十一条の六第二項」を「第百十八条第二項」に、「第百二十一条の七第四号」を「第百十九条第四号」に、「第百二十一条の六第一項第八号」を「第百十八条第一項第八号」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百二十一条の七第一号」を「第百十九条第一号」に、「第百二十一条の六第五項第二号」を「第百十八条第五項第二号」に、「第百二十一条の七第三号」を「第百十九条第三号」に、「第百二十一条の六第一項第五号」を「第百十八条第一項第五号」に、「第百二十一条の六第一項第二号」を「第百十八条第一項第二号」に、「第百二十一条の六第一項の」を「第百十八条第一項の」に改め、同条を第百二十条とする。

第百二十一条の九第一項中「第百三十一条第三号」を「第百三十二条第三号」に改め、同条第二項中「第百二十一条の六第一項」を「第百十八条第一項」に、「第百二十一条の六第五項第一号」を「第百十八条第五項第一号」に、「第百二十一条の六第一項第三号」を「第百十八条第一項第三号」に、「第百二十一条の七第四号」を「第百十九条第四号」に、「第百二十一条の六第一項第八号」を「第百十八条第一項第八号」に、「第百二十一条の九第一項」を「第百二十一条第一項」に、「第百二十一条の七第一号」を「第百十九条第一号」に、「第百二十一条の六第五項第二号」を「第百十八条第五項第二号」に、「第百二十一条の七第三号」を「第百十九条第三号」に、「第百二十一条の六第一項第五号」を「第百十八条第一項第五号」に、「第百二十一条の六第一項第二号」を「第百十八条第一項第二号」に、「第百二十一条の六第一項の」を「第百十八条第一項の」に改め、同条を第百二十一条とする。

第七章の四を第七章の三とする。

第百二十二条第一項中「組合員」を「組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）」に改め、同条第四項中「第十一条の六第三項」を「第十一条の八第三項」に改める。

第百二十三条第三項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第四項中「出資組合」を「組合員に出資をさせる組合（第百三十条第一項第四十号において「出資組合」という。）」に改める。